

青春インターン事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青春インターン事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、市内に事業所を有する企業（以下「企業」という。）と市内に立地する高等学校又は特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）が共に企業課題や地域貢献活動に取り組むことを促し、ひいては将来的に地域の発展に貢献することを志す人材の育成を図ることを目的として、取組企業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、高等学校等と企業が連携して実施する連携授業とし、かつ、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 高等学校等が実施する連携授業の構築・受入れに、企業が協力すること。
- (2) 連携授業をはじめとする高校生と企業が交流する機会を、同一年度内に複数回設けること。
- (3) 同一年度内において、当補助金の交付決定を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金上限額は、5万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第1号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助金の申請内容を変更又は中止若しくは廃止する場合は、規則第8条に規定する補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により承認をしたときは、青春インターン事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、当該補助対象事業終了後30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に、次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第3号)
 - (2) 収支決算書(様式第4号)
 - (3) 支出の根拠を示す資料(領収書の写し等)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等の結果、青春インターン事業が適切に実施されたと認めるときは、規則第14条第1項に規定する補助金等確定通知書により補助金の額を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、青春インターン事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、申請者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第14条 申請者は、青春インターン事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第11条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、検査及び指示)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し質問をし、報告を求め、若しくは施行上必要な指示をし、又は第12条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第18条 申請者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	内容
需用費、材料費	教材費用や連携プログラム終了後の成果をまとめた自社PR用リーフレット作成費用など（消耗品費、印刷製本費）
その他事業の実施に必要な経費	上記以外の事業に必要な経費